

J R磐田駅北口広場イルミネーション業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、J R磐田駅北口広場イルミネーション業務の受託事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その手続き及びその他必要な事項を定めるものとする。

1. 趣 旨

J R磐田駅北口広場をイルミネーションで明るくすることにより、賑わいと楽しい空間の提供や話題づくり、観光交流客の呼び込みを目的として、J R磐田駅北口広場イルミネーションデザインプロポーザルを実施する。

2. 業務概要

- (1)業務名 J R磐田駅北口広場イルミネーション業務
- (2)業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3)契約期間 契約締結日から令和2年2月28日（金）まで
- (4)契約上限額 1, 500, 000円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む）

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1)静岡県内に本社又は支社等の営業の拠点を有すること。
- (2)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (3)次のアからオのいずれかにも該当する者でないこと。

ア 役員等（個人である場合にあつては当該個人をいい、法人である場合にあつては当該法人の役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下各号において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下各号において同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下各号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用したと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して財産上の利益の供与又は不当に優先的な取扱いをする等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者

4. スケジュール

このプロポーザルに関するスケジュールは以下のとおりとする

参加申込	令和元年 9 月 27 日（金）
質疑の受付	令和元年 9 月 30 日（月）午後 5 時まで
質疑の回答	令和元年 10 月 2 日（水）
参加申込の受付締切	令和元年 10 月 6 日（日）午後 6 時まで
審査	令和元年 10 月 8 日（火）＜予定＞
審査結果通知	令和元年 10 月 10 日（木）＜予定＞
契約締結	令和元年 10 月 16 日（水）＜予定＞

※スケジュールについては変更となる可能性があります。

5. 参加申込

このプロポーザルへの参加を希望する者は、磐田市観光協会ホームページから必要書類をダウンロードし、次のとおり必要書類を提出すること。

(1)提出物

- ①参加申込書（様式 1 号）
- ②会社概要（任意様式）
- ③業務実績報告書（様式 2 号）
- ④見積書（任意様式）※数量、明細、根拠が分かるようにすること
- ⑤ J R 磐田駅北口広場イルミネーションデザイン提案書（様式 3 号 ※任意様式も可）
 - ・提案書は、説明を要せずとも理解できる内容・表現で作成（イメージ図や写真添付可能）すること。
 - ・仕様書に掲げる内容を盛り込んだ提案書とすること。

(2)提出方法

持参又は郵送とする

提出場所 磐田市観光協会（営業時間：午前 9 時から午後 6 時まで・定休日：月曜）

住所：〒438-0078 磐田市中泉一丁目 1-5

電話/FAX：0538-33-1222

E-mail：iwata-kankou@river.ocn.ne.jp

(3)提出期限

令和元年 9 月 27 日（金）から令和元年 10 月 6 日（日）午後 6 時まで（当日消印有効）

(4)質問書

質問書（様式 4 号）について、書面であれば 9 月 29 日（日）18 時までに磐田市観光協会へ持参してください。FAX、E-mail であれば 9 月 30 日（月）午後 5 時まで提出を受け付けます。回答はメールにて、10 月 2 日（水）までに回答します。

6. 選定方法

(1)審査

審査委員が下記(3)評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（100点満点）の合計が最も高い者を受託者とする。

(2) 審査結果の通知及び公表

審査後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託者については、選定後に磐田市観光協会ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は受け付けない。

(3) 評価基準

審査の評価項目、評価事項及び評価点は、次のとおりとする。

○審査項目

評価項目	評価事項	評価点
一般事項	本業務の趣旨を正確に理解し、業務実施にあたり計画・材料手配・作業工程は適当であるか	5
	磐田駅利用者や市民等に対する安全管理への配慮がなされているか	10
	維持管理や安全性について検討されているか	5
デザイン性	コンセプト及びデザインが仕様書のイメージと合っているか	20
	来訪者に磐田市をアピールできるデザインであるか	20
業務の実現性	工程及び作業内容が明確に示されており、実現可能なスケジュール・組織体制となっているか	10
	過去の類似業務の実績から、確実に委託業務を遂行できる能力・経験を有しているか	10
	見積額が合理的かつ経済性に優れているか	10
	緊急時や期間中の保守点検についても対応が示されているか	10

7. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、すでに審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

(1) 前期3の参加資格を満たさなくなったとき

(2) 故意または重大な過失により提出書類に虚偽の記載があったとき

(3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき

(4) 見積額が契約上限額を超えるとき

(5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められるとき